

昭和四十六年法律第三十二号

農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法

(目的)

第一条 この法律は、住宅不足の著しい地域において、農地の所有者がその農地を転用して行なう賃貸住宅の建設等に要する資金の融通について政府が利子補給金を支給することにより、居住環境が良好で家賃が適正な賃貸住宅の供給を促進するとともに、水田の宅地化に資することを目的とする。

(利子補給金を支給する契約)

第二条 政府は、次の各号のいずれかに該当する者の申請により、その者が特定賃貸住宅を建設する場合において、融資機関(農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十二号)第十条第一項第二号の事業を行う農業協同組合その他政令で定める金融機関をいう。以下同じ。)がその資金を融通するときは、この法律の定めるところにより、当該融通された資金のうち国土交通省令で定める範囲のものについて利子補給金を支給する旨の契約(以下「利子補給契約」という。)を当該融資機関と結ぶことができる。

一 特定賃貸住宅の敷地となるべき土地の区域内の農地その他の宅地以外の土地を所有する個人

二 特定賃貸住宅を建設するために宅地造成(宅地以外の土地を宅地にするために行う土地の形質の変更をいう。以下同じ。)に関する工事が行われた土地の区域内の宅地を所有する個人(宅地造成に関する工事の着手後に相続又は遺贈によらないで当該土地を取得した者を除く。)

三 前二号に掲げる者のほか、特定賃貸住宅の敷地となるべき土地の区域内の土地又はその土地について建物の所有を目的とする地上権、賃借権若しくは使用貸借による権利を有する者で政令で定めるもの

2 前項の特定賃貸住宅とは、大都市及びその周辺の都市に係る都市計画区域(都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第四条第二項に規定する都市計画区域をいう。以下同じ。)、その他の政令で定める都市計画区域に係る市街化区域(同法第七条第一項の規定による市街化区域をいう。以下同じ。))において建設される賃貸住宅(その規模、構造及び設備が国土交通省令で定める基準に適合するものに限る。)で、次の各号に掲げ

る条件に該当する一団地の住宅の全部又は一部をなすと認められるものをいう。
一 次に掲げる事項が政令で定める基準に適合していること。
イ 一団地の面積又は住宅の戸数
ロ 一団地の面積に対する賃貸住宅の敷地の面積の割合又は住宅の戸数に対する賃貸住宅の戸数の割合

二 当該一団地の住宅の建設が政令で定める面積以上の水田の宅地化を伴うと認められること。
3 利子補給契約の対象とすることができる融資は、次に掲げる条件に該当するものとする。
一 当該融資が次に掲げる者に対し住宅を建設して賃貸する者に対するものであること。
イ 自ら居住するため住宅を必要とする者
ロ 自ら居住するため住宅を必要とする者に対し住宅を賃貸する事業を行う者
ハ 事業者(生産、販売、運送その他の事業を営み、常時五人以上の従業員を使用する者をいう。以下同じ。)でその使用する従業員に貸し付けるため住宅を必要とするもの

二 事業者でその使用する従業員に貸し付けるため住宅を必要とするものに対し住宅を賃貸する事業を行う者
二 利子補給契約により利子補給金が支給される間(融資機関の責めに帰すべき事由により、支給されるべき利子補給金が支給されない間を含む。))における利率が年五・五パーセント(前号ハ又はニに掲げる者に対し住宅を建設して賃貸する者に対する融資にあつては、年六・五パーセント)以内で国土交通大臣が財務大臣と協議して定める率(以下「指定利率」という。)であること。
三 償還期間が二十五年(据置期間一年以上を含む。以上であること。)

三 償還期間が二十五年(据置期間一年以上を含む。以上であること。)

三 償還期間が二十五年(据置期間一年以上を含む。以上であること。)

三 償還期間が二十五年(据置期間一年以上を含む。以上であること。)

三 償還期間が二十五年(据置期間一年以上を含む。以上であること。)

第五条 政府は、利子補給契約を結ぶ場合には、当該利子補給契約において支給することとする利子補給金の総額が、利子補給契約に係る融資(以下「対象融資」という。)が最初に行われた日(以下「起算日」という。)から一年間について国土交通省令で定める方法により計算した対象融資の融資残高及び起算日から一年を経過した日から九年間について、利率を指定利率とし、償還期間を起算日から二十五年(据置期間一年を含む。)とする元利均等半年賦償還の方法により償還するものとして計算した対象融資の融資残高に、それぞれ次項の規定による利子補給率を乗じて計算した額の合計額を超えることとならなければならない。

2 利子補給率は、融資機関が通常同種類の融資を行なう場合における利率を勘案して、年三・五パーセントをこえない範囲内において国土交通大臣が定めるものとする。

(利子補給金を支給すべき融資残高)
第六条 政府は、利子補給契約を結ぶ場合には、起算日から十年間における対象融資の融資残高を、利子補給金を支給すべき対象融資の融資残高としなければならない。

(利子補給金の支給額)
第七条 政府は、利子補給契約により利子補給金を支給する場合には、当該利子補給契約において定められた利子補給金の総額の範囲内において、国土交通省令で定める期間ごとに、当該期間における対象融資の実際の融資残高(起算日から一年を経過した日以後の期間については、その融資残高が第五条第一項の規定により計算した融資残高をこえるときはその計算した融資残高)に同条第二項の規定による利子補給率を乗じて計算した額を、国土交通省令で定めるところにより、支給するものとする。

(賃貸条件等)
第八条 対象融資を受けた者は、当該融資の利率が指定利率である間は、当該融資に係る賃貸住宅を第二条第三項第一号イからニまでに掲げる者以外の者に賃貸してはならない。
2 対象融資を受けた者は、当該融資の利率が指定利率である間は、当該融資に係る賃貸住宅を賃貸するときは、家賃の額その他賃貸の条件に關し国土交通省令で定める基準に従つてしなければならない。

(賃貸住宅の譲渡等の禁止)
第九条 対象融資を受けた者は、当該融資の利率が指定利率である間は、当該融資に係る賃貸住宅を譲渡し、又は住宅以外の用に供してはならない。ただし、やむを得ない事情があると認め

て国土交通大臣が承認した場合においては、この限りでない。
(報告及び検査)
第十条 国土交通大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、対象融資に係る賃貸住宅に関する業務の範囲内において、当該融資を受けた者に対して報告をさせ、又はその職員に当該融資を受けた者の事務所立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。
2 前項の規定により職員が立ち入る検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。
3 第一項の規定による立ち入る検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

宅を譲渡し、又は住宅以外の用に供してはならない。ただし、やむを得ない事情があると認め

て国土交通大臣が承認した場合においては、この限りでない。
(報告及び検査)
第十条 国土交通大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、対象融資に係る賃貸住宅に関する業務の範囲内において、当該融資を受けた者に対して報告をさせ、又はその職員に当該融資を受けた者の事務所立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。
2 前項の規定により職員が立ち入る検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。
3 第一項の規定による立ち入る検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(融資機関の利子補給契約違反に対する措置等)
第十一条 政府は、融資機関が利子補給契約に違反したときは、当該融資機関に対し、支給すべき利子補給金の全部若しくは一部を支給せず、又は支給した利子補給金の全部若しくは一部の返還を要求することができる。
2 政府は、対象融資を受けた者がこの法律に違反したときは、融資機関に対し、当該融資について支給すべき利子補給金の全部又は一部を支給しないことができる。

(都道府県が処理する事務)
第十二条 この法律に規定する国土交通大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。
(権限の委任)
第十二条之二 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

(政令への委任)
第十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。
(罰則)
第十四条 次の各号の一に該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。
一 第八条第一項又は第二項の規定に違反した者
二 第九条の規定に違反した者

一 第八条第一項又は第二項の規定に違反した者
二 第九条の規定に違反した者

第十五条 第十条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、十万円以下の罰金に処する。

第十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の刑を科する。

附則 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 政府が利子補給契約を結ぶことができるのは、平成十八年三月三十一日までとする。ただし、同日において現に第二条第一項の特定賃貸住宅を建設するために宅地造成に関する工事が行われている土地に建設される賃貸住宅に係る融資については、政府は、平成二十年三月三十一日まで、利子補給契約を結ぶことができる。

附則 (昭和五十二年三月三十一日法律第九号)

この法律は、昭和五十一年四月一日から施行する。

附則 (昭和五十四年三月三十一日法律第七号)

この法律は、昭和五十四年四月一日から施行する。

附則 (昭和五十七年三月三十一日法律第九号)

この法律は、昭和五十七年四月一日から施行する。

附則 (昭和六十年三月三十一日法律第一六号)

この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。

附則 (昭和六十二年三月三十一日法律第一〇号)

この法律は、昭和六十二年四月一日から施行する。

1 この法律は、昭和五十四年四月一日から施行する。

2 この法律は、昭和五十七年四月一日から施行する。

3 この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。

附則 (平成三年三月三十一日法律第一〇号)

この法律は、平成三年四月一日から施行する。

附則 (平成八年三月三十一日法律第二二七号)

この法律は、平成八年四月一日から施行する。

1 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五、節名並びに二款及び款名を加える改正規定(同法第二百五十条の九第一項に係る部分(両議院の同意を得ることに係る部分に限る。))に限る。、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定(同法附則第十項に係る部分に限る。)、第二百四十四条の規定(農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。)、並びに第四百七十二條の規定(市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。)、並びに附則第七條、第十條、第十二條、第五十九條ただし書、第六十條第四項及び第五項、第七十三條、第七十七條、第一百五十七條第四項から第六項まで、第一百六十二條、第一百六十三條、第一百六十四條並びに第一百六十五條の規定 公布の日

1 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。

2 この法律は、平成二十年三月三十一日までとする。ただし、同日において現に第二条第一項の特定賃貸住宅を建設するために宅地造成に関する工事が行われている土地に建設される賃貸住宅に係る融資については、政府は、平成二十年三月三十一日まで、利子補給契約を結ぶことができる。

3 この法律は、平成二十年三月三十一日まで、利子補給契約を結ぶことができる。

4 この法律は、昭和五十一年四月一日から施行する。

1 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五、節名並びに二款及び款名を加える改正規定(同法第二百五十条の九第一項に係る部分(両議院の同意を得ることに係る部分に限る。))に限る。、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定(同法附則第十項に係る部分に限る。)、第二百四十四条の規定(農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。)、並びに第四百七十二條の規定(市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。)、並びに附則第七條、第十條、第十二條、第五十九條ただし書、第六十條第四項及び第五項、第七十三條、第七十七條、第一百五十七條第四項から第六項まで、第一百六十二條、第一百六十三條、第一百六十四條並びに第一百六十五條の規定 公布の日

附則 (平成二十一年七月一日法律第八七号)

この法律は、平成二十一年七月一日から施行する。

1 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五、節名並びに二款及び款名を加える改正規定(同法第二百五十条の九第一項に係る部分(両議院の同意を得ることに係る部分に限る。))に限る。、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定(同法附則第十項に係る部分に限る。)、第二百四十四条の規定(農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。)、並びに第四百七十二條の規定(市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。)、並びに附則第七條、第十條、第十二條、第五十九條ただし書、第六十條第四項及び第五項、第七十三條、第七十七條、第一百五十七條第四項から第六項まで、第一百六十二條、第一百六十三條、第一百六十四條並びに第一百六十五條の規定 公布の日

1 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五、節名並びに二款及び款名を加える改正規定(同法第二百五十条の九第一項に係る部分(両議院の同意を得ることに係る部分に限る。))に限る。、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定(同法附則第十項に係る部分に限る。)、第二百四十四条の規定(農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。)、並びに第四百七十二條の規定(市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。)、並びに附則第七條、第十條、第十二條、第五十九條ただし書、第六十條第四項及び第五項、第七十三條、第七十七條、第一百五十七條第四項から第六項まで、第一百六十二條、第一百六十三條、第一百六十四條並びに第一百六十五條の規定 公布の日

1 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五、節名並びに二款及び款名を加える改正規定(同法第二百五十条の九第一項に係る部分(両議院の同意を得ることに係る部分に限る。))に限る。、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定(同法附則第十項に係る部分に限る。)、第二百四十四条の規定(農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。)、並びに第四百七十二條の規定(市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。)、並びに附則第七條、第十條、第十二條、第五十九條ただし書、第六十條第四項及び第五項、第七十三條、第七十七條、第一百五十七條第四項から第六項まで、第一百六十二條、第一百六十三條、第一百六十四條並びに第一百六十五條の規定 公布の日

附則 (平成二十一年二月二日法律第一六〇号)

この法律は、平成二十一年二月二日から施行する。

1 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五、節名並びに二款及び款名を加える改正規定(同法第二百五十条の九第一項に係る部分(両議院の同意を得ることに係る部分に限る。))に限る。、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定(同法附則第十項に係る部分に限る。)、第二百四十四条の規定(農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。)、並びに第四百七十二條の規定(市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。)、並びに附則第七條、第十條、第十二條、第五十九條ただし書、第六十條第四項及び第五項、第七十三條、第七十七條、第一百五十七條第四項から第六項まで、第一百六十二條、第一百六十三條、第一百六十四條並びに第一百六十五條の規定 公布の日

1 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五、節名並びに二款及び款名を加える改正規定(同法第二百五十条の九第一項に係る部分(両議院の同意を得ることに係る部分に限る。))に限る。、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定(同法附則第十項に係る部分に限る。)、第二百四十四条の規定(農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。)、並びに第四百七十二條の規定(市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。)、並びに附則第七條、第十條、第十二條、第五十九條ただし書、第六十條第四項及び第五項、第七十三條、第七十七條、第一百五十七條第四項から第六項まで、第一百六十二條、第一百六十三條、第一百六十四條並びに第一百六十五條の規定 公布の日

1 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五、節名並びに二款及び款名を加える改正規定(同法第二百五十条の九第一項に係る部分(両議院の同意を得ることに係る部分に限る。))に限る。、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定(同法附則第十項に係る部分に限る。)、第二百四十四条の規定(農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。)、並びに第四百七十二條の規定(市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。)、並びに附則第七條、第十條、第十二條、第五十九條ただし書、第六十條第四項及び第五項、第七十三條、第七十七條、第一百五十七條第四項から第六項まで、第一百六十二條、第一百六十三條、第一百六十四條並びに第一百六十五條の規定 公布の日

十四条第二項、第一千三百二十六条第二項及び
第一千三百四十四条の規定 公布の日

附 則 (平成十二年三月二十九日法律第六
号)

この法律は、平成十二年四月一日から施行す
る。

附 則 (平成十三年六月二十九日法律第九
四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十四年一月一日から施
行する。